令和　年　　月　　日

金融庁長官　○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者

子会社化直後の特例手法の適用期間の延長に係る承認申請書

「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和７年金融庁告示第74号）」（以下、告示といいます。）第177条の規定に基づき（第177条は、他の条文において準用する場合を含みます。）、子会社化直後の特例手法の適用期間の延長に係る承認を申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 子会社化直後の特例手法を用いる報告保険会社等の商号又は名称 |  |
| ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名 |  |
| 本承認申請に係る外国の子会社等の商号又は名称（以下、外国の子会社といいます。） |  |
| 当該外国の子会社がソルベンシー・マージン比率の計算において連結の範囲に含まれることとなった日 |  |
| 当該外国の子会社に子会社化直後の特例手法を適用する最後の基準日 |  |

（参考）添付書類

1. 子会社化直後の特例手法の適用期間の延長が必要な理由（添付書類１）
2. 当該外国の子会社が、ソルベンシー・マージン比率の計算において連結の範囲に含まれることとなった日を示す書類
3. その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（添付書類１）

理由書

（提出日：令和○年○月○日現在）

|  |
| --- |
|  |